

○湯沢市ゆざわジオパーク学術研究等奨励補助金交付要綱

平成27年 3 月30日

告示第37号

改正 平成30年 5 月15日告示第109号

令和 3 年 3 月30日告示第48号

令和 3 年 6 月29日告示第95号

令和 5 年12月26日告示第201号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ゆざわジオパーク学術研究等奨励補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、湯沢市全域をエリアとするゆざわジオパークを対象とした学術調査及び研究活動に要する経費の一部を補助することにより、学術資料の蓄積及び活用を促進し、もってゆざわジオパークの質の向上を目指すことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ゆざわジオパークを調査地として学術調査又は研究を行う者で、次に掲げるものとする。

- (1) 日本国内の大学に在籍する学生又は大学院生
- (2) 日本国内の大学、研究機関等に所属する教員又は研究員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、ゆざわジオパークの質の向上に資する研究が可能と市長が認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的を満たす事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) ジオパークを対象とした地形・地質に関する調査研究事業
- (2) ジオパークと地域の関わり等に関する社会学、民俗学、観光学、人文科学等に関する調査研究事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ゆざわジオパークの質の向上に資する調査研

究事業であると市長が認めた事業

- 2 前項の規定にかかわらず、この告示の規定による補助金以外の補助金の交付を受けている事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に充てるべき収入を差し引いた額の10分の10以内を基準とし、30万円を限度に予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 調査研究活動事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 研究者等（補助対象事業に関わる者全て）経歴書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の審査に当たり、申請者の意見を聴取することができる。

(概算払)

第9条 補助金は、補助対象事業の遂行上必要と認められるときは、交付決定額の10分の10以内の額を概算払することができる。

- 2 補助対象事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払を受けようとするときは、ゆざわジオパーク学術研究等奨励補助金概算払申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条第1項に規定する補助金等実績報告書にゆざわジオパーク学術研究事業実施調書（様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の公開等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の成果について、当該補助対象事業完了の翌年度末までに、次のいずれかの方法で、公開するものとする。

- (1) 各種学会での発表
- (2) 学術誌への投稿掲載
- (3) 論文の発表
- (4) ジオパークの各種大会での発表

2 補助事業者は、補助対象事業の成果について、当該補助対象事業完了の翌年度末までに、市民を対象とした、市内で開催される講演会、公開講座等で発表するものとする。

3 補助事業者は、補助金を使用して得た成果を活用しようとするときは、本補助金を使用した旨の周知をするものとする。

(補助対象事業の報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業の実施年度の翌年度から3年間、補助対象事業の成果、進捗状況について報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年5月15日告示第109号)

この告示は、平成30年5月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第48号)

この告示は、令和3年3月30日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日告示第95号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日告示第201号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

経費名	補助対象経費内訳
原材料費及び 消耗品費	調査研究用原材料及び消耗品の購入に要する費用
旅費	調査研究のために生ずる、補助対象者の所属先（所在地）から市内への往復交通費及び市内滞在中の宿泊費（当該額の算出に当たっては、湯沢市職員等の旅費に関する条例（平成17年湯沢市条例第53号）の規定を準用する。）
運賃及び自動 車等借上料	調査研究のために必要な、市内移動時の公共交通機関の料金及び自動車等借上料
会場借上料	調査研究活動で直接使用する会議室等の会場借上料
手数料	調査研究活動に必要な各種申請等に要する費用
検査料	調査研究活動に必要な各種検査等に要する費用

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 10 条関係）